船舶事故等調査報告書

平成２５年１０月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３門第５３号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成２５年４月７日　０７時３０分ごろ
発生場所	鹿児島県垂水(たるみず)市身代(しんたい)湾 垂水市所在の垂水港南防波堤灯台から真方位００１°３．２海里付近 （概位　北緯３１°３２．９′　東経１３０°４１．８′）
事故等調査の経過	平成２５年５月２０日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第三十六新生(しんせい)丸、１４３トン １２６３２９、有限会社松下新生丸漁業
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 機関長、五級海技士（機関）（機関限定）
死傷者等	なし
損傷	逆転減速機の前進側及び後進側の摩擦板及びスチールプレートが焼損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか１８人が乗り組み、身代湾に設置されたいけすの餌を積み込むため、いけすに接近中、平成２５年４月７日０７時３０分ごろ、主機の操縦ハンドルを後進に操作したが、後進に入らなかった。 船長は、逆転減速機を修理することとし、餌の積込みをやめて修理地の鹿児島県鹿児島市鹿児島港に向かい、いつも燃料油の給油に来ている油送船に鹿児島港へ入港する際の援助を要請した。 本船は、鹿児島港入口付近で油送船と会合し、同船の援助を得て０９時３０分ごろ着岸した。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　北西、風速　約1m/s、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	逆転減速機は、前進側及び後進側クラッチの摩擦板等が平成２１年２月の定期検査工事において点検整備され、その後、異常なく運転されていたので、次回の点検整備は、平成２５年１１月末以降に実施される定期検査工事で実施することとしていた。 操縦ハンドルは、１本式であり、逆転減速機の前後進切換弁を制御空気により、遠隔操作していた。 逆転減速機の取扱説明書には、中立から前進（又は後進）へ切り換える場合、操縦ハンドルを中立から前進（又は後進）の最低速位置に移して約６秒間保持し、それから機関を必要な回転数に上げること、

	クラッシュアスターン時の注意事項などが記載されていたが、本船においては、かつお漁の操業中、必ずしもこれらのことが守られず、操縦ハンドルが前進から一気に後進の必要回転数まで上げられることなどがあった。 　逆転減速機の前進側クラッチは、本インシデント後、後進側クラッチほどではなかったが、焼損が認められた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、身代湾に設置されたいけすに接近中、後進操作した際、逆転減速機の後進側クラッチの摩擦板及びスチールプレートが焼損したことから、後進操作ができなくなって運航が阻害されたものと考えられる。 　本船は、操縦ハンドルが前進から一気に後進の必要回転数まで上げられることなどがあったことから、後進側クラッチの摩擦板等が焼損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、身代湾に設置されたいけすに接近中、後進操作した際、逆転減速機の後進側クラッチの摩擦板及びスチールプレートが焼損したため、後進操作ができなくなったことにより発生したものと考えられる。